

土浦市告示第 4 4 3 号

次の市税にかかる書類を次の方に送付すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により告示します。

これらの書類は土浦市総務部納税課で保管してありますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和 8 年 9 月 1 7 日

土浦市長 安藤 真理子

氏名（名称）	書 類 名
室伏 道明	配当計算書謄本 土納発第 4960 号
以下余白	